# 企画総務常任委員会

| 番　　号 | 令８・16号 | 受理月日 | 令和８年10月13日 | 付託月日 | 令和８年10月20日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件　　名 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書等の提出に関する請願 | | | | |
| 請 願 者 | | | | | |
| 紹介議員 | 阿久津　皇<br>佐藤正幸<br>畠山晋一<br>いたい　ひとし<br>佐藤ひろと<br>桜井純子<br>原田竜馬<br>川上こういち<br>石原せいじ<br>関口江利子<br>おぎの　けんじ<br>オルズグル | 河野俊弘<br>宍戸三郎<br>山口ひろひさ<br>岡本のぶ子<br>高橋昭彦<br>中塚さちよ<br>藤井まな<br>たかじょう訓子<br>佐藤美樹<br>上川あや<br>つるみ　けんご | 坂口賢一<br>下山芳男<br>和田ひでとし<br>河村みどり<br>平塚けいじ<br>中山みずほ<br>みやかおり<br>中里光夫<br>おのみずき<br>ひうち優子<br>岡川大記 | | |

【願意】

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和９年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書等を提出されますようお願いいたします。

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置を、令和９年度以後も継続すること。

２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置を、令和９年度以後も継続すること。

３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65％に引き下げる減額措置を、令和９年度以後も継続すること。

【理由】

中東情勢の不安や近年の物価高騰、人件費の上昇、エネルギー・原材料価格の高止まりなどにより、多くの事業者が厳しい経営環境に置かれています。加えて、インボ

イス制度や電子帳簿保存法への対応など、制度改正に伴う事務負担も増加しており、青色申告者をはじめとする小規模事業者は、経営と事務負担の双方に大きな影響を受けています。

特に、飲食業や小売業では仕入価格や人件費の上昇により価格転嫁が十分に進まず、利益の確保が困難な状況が続いています。また、製造業や建設業においても資材価格の高騰や人手不足の影響により採算が悪化し、事業継続に不安を抱える事業者が少なくありません。

このような状況の中、東京都独自の固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止された場合、小規模事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域経済や都民生活にも大きな影響を与えることが懸念されます。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和９年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書等を提出されますようお願いいたします。